

「学校いじめ防止基本方針」

平成27年3月策定

最終改訂 令和7年3月

1 いじめの防止に関する基本的な方針 I いじめの防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

札幌市の教育振興基本計画に示されている「自立した札幌人」の具体には、自分や他者をかけがえのない存在として認め合うことが明記されており、「人間尊重の教育」の確実な推進が、これまで以上に丁寧に取り組むことが求められています。

あやめ野中学校では、生徒一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを推進するため、生徒の自治的な活動「明るいあいさつあったかあやめ野」や「いじめ撲滅宣言」などの取組や、パートナー校による小中連携の取組の充実を図っています。いじめはいつでも起きうるものと認識したまなざしをもっていじめの問題に丁寧に取り組むことが必要です。

以上のことから、学校・家庭・地域・その他の関係者による連携の下、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

*法が定めるいじめの定義 法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動、塾、スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

*いじめ対応の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ

「いじめは、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域及び関係機関等との連携を図りながら、学校組織全体でいじめの未然防止と早期発見、速やかな初期対応に取り組むとともに、いじめが解消されると判断できるまで見守りを徹底するとともに再発防止に努める。

また、教職員はいじめを受けた生徒等を徹底して守り通す責務を有するものとしていじめに係る研修の実施等により資質の向上を図る。

2 本校の実態

- あいさつ、身だしなみ、時間や規則を守ることなど、規範意識の高い生徒が多い。
- 「明るいあいさつあったかあやめ野」（あいさつ運動）や諸活動など、心の通い合う人間関係を築く校内の取組を生徒会が中心となって自治的に行っている。
- 多様性を認め、受け入れる風土がある。
- 「自分にはよいところがある」と自信をもって言えない生徒が半数近くいる。
- 主体的に発想し、行動計画を立て取り組むことが苦手な生徒が半数近くいる。
- SNSによるけんかやトラブルなどからいじめにつながる

3 生徒会「いじめ撲滅宣言」

～あやめ野中学校PTN校での取組 自治的な活動「PLUS PLUS」～

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 気づきます～仲間の良いところに気づく。また、クラスや学年の変化に気づく。(2) みんなの良いところを見つけます。(3) 話します～困ったことがあったら友達や先生に何でも話す。(4) お互いを認め合います(5) 笑顔を増やします |
|---|

4 あやめ野中学校「保護者のいじめ防止に取り組むスローガン～平成27年制定」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○子どものありのままを受けとめます○子どもたちとのコミュニケーションを大切にします○子どもをほめたり、認めたりすることにより、相手を尊重し、思いやる心を育てます○いじめがないか、日頃から注意深く見守って行きます○いじめから子どもを守り通します○いじめが行われていると思われたときは、学校へ通報するなど学校との連携に努め、いじめ防止に努力します |
|--|

5 校内いじめ防止等の対策のための委員会の開催と組織 等

(1) 「校内いじめ防止対策委員会」の開催と週1回の定例生徒委員会の開催

- ・毎週1回実施を位置付ける校内生徒委員会「水1の会」を、月1回は定例で開催する。このうち、月1回以上を「校内いじめ防止対策委員会」として開催する。このことにより、常に組織での情報共有、組織対応の効果を実感できるようにし、担任の抱え込みの未然防止にもつなげる。

※時間割編成により曜日は変動

- ・校内でいじめの認知、いじめについての相談等があった場合は、緊急参集組織で速やかに開催する。

(2) 組織

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、当該学年生活係、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談支援パートナー、その他状況に応じて弁護士、医師等必要な関係機関の職員等で、当該生徒の支援に関わる者

※緊急参集組織

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学年生活係、当該学級担任、養護教諭

※校長が不在の場合

教頭が責任者として招集し、必要な連絡手段を講じて校長の決裁をとり進める。

(3) 活動方針

- ・定例会議において、いじめの認知や解消の件数等を確認する。また、毎週の生徒委員会で組織対応による効果を実感できるよう運営する。
- ・校内いじめ防止対策委員会の会議録は校長・教頭が確認し、全職員で共有する。
- ・本校いじめ防止対策に関わる基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
年間計画には、いじめ対応、自殺予防等に関する研修を位置付ける。
- ・いじめ調査等（市教委の取組、自校独自の取組、教育相談の取組等）の実施後、結果や内容等について組織で検討に、速やかに必要な対応をする。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。

- ・いじめの情報があつた際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。
- ・開催した会議の記録やいじめの被害生徒や加害生徒の個別の記録をまとめる。
- ・いじめの疑いを含め、いじめに関わる全てのケースを会議で扱うこととし、認知だけでなく解消件数を掌握する。
- ・いじめの解消に至る経過観察期間は、生徒との相談の継続や、表情や行動等の丁寧な見取りによって、心情を能動的に汲み取るとともに、被害生徒に関わる全ての教職員や保護者等が、解消したと確認できるまで継続対応とする。

6 いじめ対応等の具体的な取組

(1) 「未然防止」の取組Ⅰ ～すべての生徒の心の成長をめざした取組～

- ① 「人間尊重の教育」を推進し、一人一人の生徒が、「自分が大切にされている」と感じることができるよう、学校教育全体で取り組むこととし、校長の学校運営方針に、位置付ける。
- ② 予防的な生徒指導の視点も含め、本校の特色である子ども支援の取組を継続するとともに、校内研究の視点に、学力やコミュニケーションに困りを抱える生徒のための授業を位置付けることや、生徒同士のつながりをつくるペアワークやグループワークを全教科で効果的に位置付けることで、他者への思いやりを育て、いじめが起きにくい学校風土を醸成する。
- ③ インターネット、携帯サイト等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できる力を身に付けるための取組を積極的に位置付ける。
年度当初、夏季休業明けの週など、早い時期に指導する機会を設定する。
- ④ 課題探究的な学びや体験的な活動等の充実を図るとともに、道徳的価値や人間としての生き方や他者とのコミュニケーション機会を通して学ぶ機会を積極的に位置付けた教育課程の編成を行い、「豊かな心の育成」を図る。
- ⑤ これまで生徒会が伝統的に取り組んできた「いじめ防止の活動」（「いじめ撲滅宣言」、「いじめ防止の川柳」等）をより一層推進し、あやめ野中学校区の小中連携した自治的な取組 PLUS PLUS（プラスプラス）をによる「優しさを育てる取組」等を通して、途切れのない取組によるいじめに向かわない心を育てる。

- ⑥ ⑤の取組を、小中連携やコミュニティスクール等の活動において積極的に発信し、地域が一体となって子どもの心の成長を見守りながら、未来の「優しいまちづくり」につながるよう広がりある活動につなげる。

(2) 「未然防止」の取組Ⅱ ～ 一人一人の困りに寄り添った組織的な支援 ～

- ① 個別最適な学び、協働的な学びの実現を図るため、ICT を活用した教育の推進等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- ② 特別な配慮を必要とする生徒への教育を学校の教育活動全体で、他者への思いやりを育てる教育に重点をおいて取り組み、日常的に生徒の様子や心の変化をとらえる「まなざし」を向けることを大切にしながら、子どもを見守る大人の連携による積極的・予防的な生徒指導を行う。
- ③ 小学校からの引き継ぎや、小学校でのいじめ調査用紙等を丁寧に読み取り、中学校での学級編制への配慮や見守りや支援の継続を行う。

(2) 「いじめの早期発見」のための取組

①いじめ、悩み調査

- ・ ICT、サインチェックシート等を活用した児童生徒のSOSの早期発見とすばや
い初期対応につなげる (サインチェックシート 別添)
アプリを活用し、生徒の毎日の心の状況、変化を把握し、速やかに対応につなげる
- ・ いじめアンケート〔本校独自〕年2回…7月、2月
*札幌市教育委員会によるアンケート11月
- ・ 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査 年2回
3年生…… ①4月～5月、②9～10月
1・2年生…①5月～6月、②9～10月
- ・ 学習記録ノート（生活・学習メモ欄、今週の反省欄）を通した情報収集

②相談体制の整備

- ・ 年2回の教育相談日（全員の生徒と行う）
- ・ スクールカウンセラー、相談支援パートナーの活用・・・カウンセラーだより
- ・ 各学級の教室に「教育相談申込用紙」を常備
- ・ 「いじめ相談窓口」の設置（担任、生徒指導主事、教頭）

＊生徒・保護者からの相談は、担任を基本とするが、必要に応じて生徒指導主事、教頭も窓口とする。

③いじめ防止等のための対策に携わる人材の確保及び資質の向上

いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。・・・年度当初から始業式までの間に第1回を設定

④日常的な生徒観察と情報の共有

- ・教職員～様子を見守り、気づいたら声をかける
- ・保護者～家庭や地域の子どもの見守り、情報を伝える
「いじめのチェックリスト」（060410 通知）活用
- ・地域商業施設や公園、登下校の様子を見守り、伝える

（３）いじめの措置～「早期対応」「再発防止」

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- ・いじめ行為はその場で指導
- ・周囲の生徒を含めた関係生徒からの聞き取り
- ・情報の記録→報告

記録内容について共有フォルダに格納し、毎月の職員会議でも確認する。

緊急対応の共有が速やかになされるよう、校務支援掲示板の各学年生徒指導情報に追記することで、朱色のバッジが表示され、教職員がすぐに追記を読めるようにする。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、速やかに組織的に対応する。

- ・「いじめ対策防止委員会」の招集→指導、支援の方針を決定
- ・全職員でいじめの事実の共通理解を図る。
- ・保護者には、その日のうちに事実関係を伝える。対応策について丁寧に説明し、了承を得る。

③いじめを受けた生徒、いじめを知らせてくれた生徒が安心して教育を受けられる環境を整える。

- ・心のケアに努める。 ／ ・安全確保のため、見守りを行う。

（４）緊急時の対応

緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される

事案は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指導・助言に基づき速やかに組織対応等を図る。

(5) いじめの解消・再発防止

①いじめの解消について

■解消している状態と見なす2つの要件

- 1 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 2 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の判断は、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察し、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。また、校内いじめ防止対策委員会で毎月状況を確認する。

②再発防止

再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

- ・ いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。
- ・ いじめが解決したと思われる後も、子どもの様子を観察し、保護者との情報交換を行いながら、再発等がないか注意深く対応する。
- ・ 校内の未然防止の取組の強化を図る。

(6) いじめ対応に関わる教職員の研修（令和6年度） ※生徒指導研修以外

- ・ 4月5日 11:00～12:15 （75分）

「札幌市の重大事態報告書に基づく研修」校長・SCSVによる講話

- ・ 7月～8月 命を守る月間に関わる研修
- ・ 12月 進級に伴う生徒の不安等に関わる未然防止の研修

7 重大事態への対処

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の処置を行う。

- ①重大事態になりそうな段階から速やかに教育委員会に報告し、指導・助言のもとで、「いじめ防止対策拡大委員会」を速やかに開催し、解決までの対応にあたる。
- ②重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ③前記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④前記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、及びその他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤解決に向けた適切な組織的対応を推進する。教育委員会をはじめとした関係機関と連携しながら、丁寧な組織対応を継続する。

8 家庭、地域との連携協力、参画体制の構築

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を公開し、いじめ防止の取組について理解を得る。
- (2) 家庭における保護者の責務（＝いじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うなど・・・4 いじめ防止に取り組む保護者のスローガン参照）について確認し、連携した取り組みを推進する。
- (3) 保護者・地域での子どもの見守り、声かけなどを依頼し、いじめ防止についての参画を求める。
- (4) PTA や地域の行事、会議などを通して、子どもの情報を交流する。
- (5) いじめの疑いがある場面を見かけた際の学校への通報等について確認する。

あやめ野中学校 いじめ対応の基本の流れ

把握 ■いじめの発見
①相談・現認 ②調査(ICTやチェックシート情報等)
※教師現認時はその場での指導はしっかりと行う

校内いじめ防止対策委員会

緊急参集メンバーで

速やかに 臨時開催

被害生徒
への支援

状況確認 聞き取り
アセスメントシートをもとに

被害生徒
保護者へ

情報整理 アセスメント
組織的な指導体制のもと、役割分担

連絡、継続的な見
守り支援
について
共有 等

加害生徒への指導

- ①りかいする(被害生徒の気持ち)
- ②ごめんなさい
- ③もうしない
 - ・加害生徒の立場で一緒に考える
 - ・反省に寄り添いながら、いじめ行為は許されないことを理解させる。
 - ・いじめに向かわないことを約束。

対応経過
報告

- ①被害生徒への支援
全校組織での見守り体制構築
SCのコンサルテーション
教育相談による被害状況の把握
- ②加害生徒への聞き取り等正確な事実確認・加害疑いのある生徒への速やかで慎重な聞き取りと情報収集・アセスメント
- ③指導・支援の方針決定
組織的な対応での役割分担
謝罪までの手順 等
- ④加害生徒への指導
指導後速やかに保護者に連絡。
個別対応により、丁寧に説明し、本人の今後への期待を伝える。

謝 罪

保護者とも相談しながら継続見守りについて確認

加害生徒保護者への連絡
保護者に丁寧に説明
謝る勇気を認める
今後への期待を伝える
保護者同士の謝罪には立ち合い、再発防止への協力を要請する。

■適宜対応
※教職員打合せでの情報共有と共通理解
※教育委員会への報告
※必要な人材要請 等

定例開催 週1～月1

学級編制や進学等に関わる相談、必要な引継の相談等

被害生徒への
継続的な見守り

いじめの認知、解消へ向けた取り組みの経過共有など、委員会として解消(3か月がめやす)と判断できるまでの状況を丁寧に把握し確認・共有

被害生徒への継続的な見守りと相談

■対応にあたっては、ケースに応じた判断を大切にするが、以下の点は必ず行う。
積極的な認知
校内いじめ防止対策委員会の積極的開催
加害生徒に寄り添う教員の配置
漏れの無い保護者連絡
被害生徒への継続的な相談と見守り